

2016年2月25日

各 位

会 社 名 G C Aサヴィアン株式会社
代表者名 代表取締役 渡辺 章博
(コード番号:2174 東証1部)
問合せ先 I R室リーダー 加藤 雅也
(TEL. 03-6212-7100)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行すること、及び本移行に伴う定款の一部変更について、2016年3月30日開催予定の当社第8回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させることで、より透明性の高い経営の実現と企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

(2) 移行の時期

2016年3月30日に開催を予定している第8回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除。
- ② 取締役会の決議をもって、重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる規定の新設。
- ③ 会社法改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で、賠償責任を限定する契約を締結するための規定の変更。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

| | |
|----------------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 (予定) | 2016年3月30日 (水) |
| 定款変更の効力発生日 (予定) | 2016年3月30日 (水) |

以上

【別紙】 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款 | 変更後 |
|---|---|
| <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> | <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> |
| <p>(機関)</p> | <p>(機関)</p> |
| <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> | <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> |
| <p>(1) 取締役会</p> | <p>(1) 取締役会</p> |
| <p>(2) <u>監査役</u></p> | <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> |
| <p>(3) <u>監査役会</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>(4) 会計監査人</p> | <p>(3) 会計監査人</p> |
| <p>第6条～第17条 (条文省略)</p> | <p>第6条～第17条 (現行どおり)</p> |
| <p>(員数)</p> | <p>(員数)</p> |
| <p>第18条 当社の取締役は、<u>8名以内とする。</u></p> | <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>12名以内とする。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> |
| <p>(選任方法)</p> | <p>(選任方法)</p> |
| <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> | <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> |
| <p>2 (条文省略)</p> | <p>2 (現行どおり)</p> |
| <p>3 (条文省略)</p> | <p>3 (現行どおり)</p> |
| <p>(任期)</p> | <p>(任期)</p> |
| <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |
| <p><u>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> | <p><u>3 補欠又は増員のため選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、現任取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の残任期間とする。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u></p> |
| <p>(代表取締役)</p> | <p>(代表取締役)</p> |
| <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> | <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> |
| <p>第22条 (条文省略)</p> | <p>第22条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> |
| <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役に対して発する。ただし、取締役の全員の同意があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |
| <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現行定款 | 変更後 |
|---|---|
| <p><u>(常勤の監査役)</u> 第34条 監査役会は、その決議により常勤の監査役1名を選定する。</p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | (削 除) |
| <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 <u>(監査役会規程)</u> 第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | (削 除) |
| <p><u>(報酬等)</u> 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> | (削 除) |
| <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | (削 除) |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> |
| <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> | <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第8回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> 第2条 第8回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> |